

「放射能汚染土壌利活用防止条例制定研究会」の開催状況について

原発事故によって生じた放射線によって汚染された土壌等の処理の行方が定まっていません。放射線に汚染された土壌が今後、各地の公共事業に使われたしまう可能性もないわけではありません。

当研究所では、住民の安全・安心のために放射線により汚染された土壌等の公共事業等への使用・拡散を防ぐ条例の制定も視野に入れ、2018年度より、「放射線による汚染が疑われる土壌等の利活用を防止する条例」の制定に向けた研究会（主査＝佐藤克廣・北海学園大学教授）を設置し、調査・研究を進めています。

2018年度の活動は以下のとおりです。

（１） 第１回研究会

- 日時 2018年10月16日（火）
- 会場 北海道自治労会館 3F 役員会議室
- 内容

報告「放射性物質に対する法規制の現状と汚染土壌再利用政策」

講師：山本行雄 氏（弁護士）

※ 講師等の所属・役職名は研究会開催当時のものです。

以上